

第4 東弁での取組み

1 民事司法改革実現本部の創設と活動

東京弁護士会は、2013（平成25）年6月の常議員会において民事関連委員会及び研究部計17の委員会等と会長推薦から構成される委員による民事司法改革実現本部を設置した。同本部は、民事司法改革の現状と諸課題を会員に周知すること、検討中や未着手の課題について意見の集約を行うこと、諸課題を継続的に検討しその取組結果及び改善策を提言し、その実現のための活動を企画・実行することを目的としている。このような民事司法改革実現を視野に入れた本部組織を立ち上げたのは東京弁護士会が最初であり、これまで東京弁護士会を中心とする東京三弁護士会の弁護士に対して実施したアンケート結果を集約し、2014（平成26）年11月末には報告書を提出したこと、後述の民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書に指摘された課題を抽出して、最高裁判所との民事司法改革に関する協議のテーマを検討して、同年9月から日弁連と最高裁判所の協議の開始の条件を整えたことなど活発な活動を行ってきた。

現在本部は、新たな政府のいわゆる骨太の方針2018での閣議決定や国際仲裁などの国際化へ対応すべく次の部会を置いて活動している。

- ① 基盤整備部会
- ② 証拠収集調査部会
- ③ 判決・執行部会
- ④ 民事国際化対応部会
- ⑤ 通信秘密制度部会
- ⑥ 損害賠償の増額検討部会
- ⑦ 知財分野の改革検討部会

2 第26回司法シンポジウム・プレシンポの開催

2014（平成26）年9月20日、日弁連で司法シンポジウムが開催されるにあたり東弁を含む東京三弁護士会及び日弁連は、民事司法を利用しやすくする懇談会との共催で同年6月20日よみうりホールにおいて「いま司法は国民の期待にこたえているか」をテーマに730名の市民、弁護士らが参加して民事司法改革の必要性についてシンポを開催し、刑事司法改革に比べて遅れている民事司法改革の必要性を訴えた。